

# 令和4年度別府市人権教育学級第7回学習会

日時：令和5年 1月19日(木) 10:00~11:30

場所：別府市役所 5F 大会議室

テーマ：部落差別問題

「部落差別」解消の取り組みについて

～子どもたちの心育で(自尊感情の高まり)～

講師：大分県人権問題講師団講師 NPO法人アンリッシュ所属

織田 勝 さん

## 講演概要

### プロフィール

- ・宇佐市役所の宇佐市隣保館に指導員として36年間勤務し、今年の春退職を迎える。
- ・大分県人権問題講師団講師として人権啓発に力を注ぐ。また、NPO法人アンリッシュに所属し、啓発活動を行う。



〈講師の織田 勝さん〉

## 1 はじめに

今日は、部落差別の問題について共に学習するという視点から進めていきたい。皆さんは、部落差別と聞くとどう思われるだろうか。部落問題は、難しいもの、自分たちには関係のないものだと考えられがちだが、今日はしっかりと受け止めてほしい。

### 部落問題を学ぶ3つの視点

- ①被差別部落の歴史を正しく学ぶ
- ②部落差別の現実を正しく知る
- ③部落差別をなくしていくために自分は何をすべきかを自覚する

## 2 部落差別解消の取り組み

○部落問題を学ぶことは決して部落差別の問題だけを学ぶことではない。差別の本質を学ぶということである。例えば、差別の本質は、部落、女性、高齢者など対象によって違う。しかし、構造は同じ。いじめも含めて差別の構造はすべて同じである。

○日本の教育現場における人権教育のスタートは1953年に結成された全国同和教育研究協議会である。これは、大分県でもつくられたが、2002年に同和対策関連の法律の期限が切れてからは、大分県同和教育研究協議会から大分県人権教育研究協議会へと名称が変わった。それまでの「同和教育」という名称は、「人権教育」と変わった。

○あらゆる差別はすべて横並びで、差別に重い・軽いはない。⇒同和教育はあらゆる差別の解消に向けた教育へとつながっていった歴史があるので、人権教育は、同和教育を中心として進めてほしいと学校の先生方をお願いしている。部落問題を学んでいくとあらゆる差別のおかしさに気づいたり、差別を見抜いたり、あるいは「差別はもう許さない」という意識や態度が育

ち、差別やいじめをなくしていこうとする意欲と実践力が身についてくる。

○2016年の12月に「部落差別解消推進法」が施行された。これは、部落差別をなくしていくために特化した法律である。今、学校では同和教育の精神を引き継ぎながら部落差別解消教育に取り組んでいる。同じこの年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」が施行されている。「障害者差別解消法」については、罰則規定があるが、「ヘイトスピーチ解消法」や「部落差別解消推進法」はあくまでも理念法で罰則規定はない。できれば、部落差別解消推進法に、罰則規定を盛り込んでほしかった。アメリカでは、人権制度に大きな罰金を支払うような罰則規定を設けている。日本は差別を受けても名誉棄損罪等の軽い刑で問題の解決を図ろうとする。これでは、差別の繰り返しの現状は変わらない。

○部落差別問題とは、何なのか。それを語るには1871年の解放令に遡る。江戸時代の身分制度は制度としてあった。ところが明治になって、「身分、職業とも平民同様とする」という太政官布告（解放令）が出され、差別制度はなくなった。差別制度がなくなればそこに差別は存在しないはずだが、政府の大きな目的は、「富国強兵・殖産興業の発展」であり、解放令を出すことによって、土地に対して税がとれるようにする。土地の売買も自由になり、被差別部落の土地は安価で手に入る。そして、そこに大きな資本が入ってくる。そういうことを作りだしていくために解放令が出されたのではないかと私は思う。部落の人たちへの補償とか「差別は間違っている、許されない」といった啓発は一切行われなかったため、差別はなくならなかった。こうしてみると、私は、部落差別の問題は、解放令以降のことだと思う。江戸時代の差別は、部落差別とは言わないと私は思っている。

○学校教育のみならず社会教育の中でも同和教育は行われてきた。同和教育という言葉は行政用語であるが、今は法律ができたので、私は、部落差別解消教育と呼んでいる。同和教育の目的は大きく二つ。一つは、差別意識をなくしていくこと、二つ目は、部落の生活に現れている困難を改善して克服していくことである。全国同和教育研究協議会（全同教）がつくられるきっかけになったのは、「今日もあの子が机にいない」という実態からであった。戦後学校に通えない子どもがたくさんいた。部落以外の子どもたちもいたが、やはり被差別部落に集中していた。その子どもたちを何とかして学校に行かせてあげようという取り組みが全国で自主的に展開された。給食費の問題、生活を整えていくこと、そして、教科書の無償化などである。教科書無償化は、取り組みの結果、1969年から順次行われていった。

### 部落差別問題を知らないという事実

○「差別の現実から深く学ぶ」ことにより、仲間づくりや学力保障など幅広い領域での実践が今も学校現場で行われている。そのような中、学校の先生でさえも部落差別問題についてよく知らない。解放令は聞いたことがあるが、同和对策審議会答申については答えられないという先生がいる。

○保護者でも同じで、部落差別問題をよく知らないという人が多い。知らない・分からないでは、伝えることはできない。部落問題についても時系列で学習していくことがとても大事となる。まずは部落問題を時系列に見る必要がある

### 部落差別問題で起きた出来事や言葉などの知識をつけること

○同和对策事業から生まれた逆差別論とは、「私たちには何もない。なのに、部落の人たちだけがいい思いをしている。」という考え方である。同対審答申のあと、部落に対して同和对策業

による環境整備を行ってきたけれども、被差別地区以外の地域では、すでに環境整備は進んでいた。そこから取り残されていたのが被差別部落である。だから、逆差別には当たらない。

○逆差別論（差別や偏見）には、正しい知識をもって「論破」しないといけない。正しい知識を持つためには、部落差別問題学習をするしかない。部落問題を学習すると「まず差別のおかしさに気づく」そして、おかしさに気づくと「差別に対して怒りが湧く」

○同和対策事業の大きなきっかけとなったのが、オールロマンス事件である。この事件は部落の人にとっても行政にとっても大きな転換点となった。部落の人たちは、それまでの糾弾闘争から行政闘争へとこれまでの取り組み方を変え、行政は、全国的に対策事業として環境整備に本格的に取り組むとともに学校における同和教育にもしっかりと取り組んでいくこととなった。その一番の転換点がオールロマンス事件といえる。

※オールロマンス事件とは・・京都市の職員が「オール・ロマンス」という雑誌に当時使われていた差別語の「特殊部落」と題した小説を寄稿し、被差別部落の居住環境や生活実態を差別的に描写したとされる事件（1951年）

○学校の先生も保護者の方もよく自分の周りでは差別を見ない・感じないという人がいる。そのたびに、「目の前に部落差別はいくらでもあるんじゃないですか」と、私は言う。例えば、インターネット。「部落」と検索すれば、必ず出てくる。だれもが見ることができる。中でもT社は、昭和10年代に作られた部落地名総鑑を使って、部落に関するいろいろな情報をネットにUPしている。そういう状況があるにも関わらず「差別は見えない、差別は知らない、聞いたことがない」というのは何なのだろう。それは、部落差別問題を他人ごととして捉えているからである。

例えば、障がい者問題はどうか。障がい者は、だれでもなり得る。そうなった時、人は障がい者に関するいろいろなことを調べる。このように、人は、自分の身に降りかかってくることに限っては調べようとするが、自分に関係のないことは調べようとはしない。部落差別問題については調べる必要がないと思っている。

しかし、部落差別問題は、誰にでも関わりがある問題である。一番身近で言えば、結婚。身元調査をして結婚は許さないということもある。また、たとえ、父親、母親が子どもの結婚を許してもおじいちゃん、おばあちゃんが強固に反対する。これが、部落差別問題の現実である。いつ、自分の身に降りかかるか分からない。だから、部落差別問題に対してもしっかりと学習を深めて差別のおかしさを認識してそれをはねのけていく力を是非つけてほしい。

### 子どもの心を育てるのは、本来は保護者の役割

○差別をなくしていくために、今学校では 子どもの発達段階に応じて、さまざまな教材を使いながら道徳教育との両輪で人権を学ぶことの大切さや差別のおかしさなどを学習している。これが、自尊感情を深めていく。子どもは、自尊感情が高まると悪い方向にはいかない。失敗⇒反省⇒失敗の繰り返しで人は成長していく。だからこそ、子どもの心を育てていくことがとても大切なことになる。学校の先生たちにも子どもの心育てをお願いしているが、実は、子どもの心を育てるのは本来保護者の役割である。

○今、社会全体が疲弊している。社会の教育力が非常に低下している。中でも気になるのがモラルの低下。大人がモラルを守っているかということ。大人も失敗⇒反省の繰り返しで成長していくのでしっかりと反省するところは反省してほしい。

## 「社会のための教育」から「教育のための社会」へ

- 先の戦争前、社会のための教育となっていた時代があった。今は、教育のための社会である。教育のための社会というのは、未来を拓く子どもたちがそのための力量を身につけるために正しく学べる社会環境というものを大人や地域社会がつくっていくことである。
- 子どもの心育を学校だけに任せるのではなく、私たち保護者が学校の先生と協力しながら子どもとどう関わっていくかということを実践的に考え、取り組んでいく必要がある。「クレマー」という話があるが、クレーム自体が悪いとは思わない。クレームをつけることによってどう変わるかが大事。子どもたちの幸福のために、地域、家庭、学校が一つになって頑張っていくことがとても大切になってくる。それが、子どもたちにとってプラスになる。そして、子どもたちの心が豊かになり自尊心も高まっていく。

### 教育(学校教育・家庭教育・社会教育)の帰るべき原点は対話である

- ある書籍に、「暴力は断じて否定する。いじめという暴力を絶対に許さない」ということが載っていたが、いじめは差別であるということも含めて、こういうことを教えることが教育の出発点ではなくてはいけない。「原点に帰れ」というけれど、教育の帰るべき原点は、どこなのか。ある教育者は、「教育の原点は対話にある。教育は対話に出発し、対話に帰着する」と言っている。最も大切な教育の場所は、「家庭教育」と考える。学校の一番の役割は、義務教育を終えて社会に出るための基礎学力をつけることであり、子どもの心を育てていくのはやはり家庭教育ということになる。
- 家庭での対話では、保護者が子どものことを決めつけて上から目線で怒るのではなく、対話をする。もちろん、怒らなければならない時はしっかり怒る。しかし、怒った時には10倍フォローする。ちゃんと対話をする子どもちゃんと分かってくれる。子どもの目線まで大人が下がって、同じ目線で対話する。決して上から目線ではいけない。

### 「教育提言」

※教育提言を紹介する⇒対話の必要性、大切さを提言している

差別やいじめをなくす重要な心…三つの心

☆人を大切にする「やさしい心」

☆人を思いやる「大きな心」

☆おかしいことをおかしいと言える「強い心」

## 3 終わりに

なぜ、子どもの心を育てることが大切なのか。それは、部落差別をはじめとするあらゆる差別やいじめの解消のためである。そうでなければ、ただの道徳教育、ただの子育てになってしまう。だからこそ、そのことを心にしっかりと留めておいてほしい。そして、子どもたちと対話しながら子どもの成長を見守り、子どもといっしょに大人も成長していくことがとても大切なことだと思う。

**人間がつくった差別は、必ず人間によってなくしていくことができる。  
大人が変われば、周りが変わる。**